

「にし阿波・養鶏業担い手確保推進事業」の 公募型プロポーザル募集要項

にし阿波地域では、養鶏業（ブロイラー生産）は地域を支える重要な産業となっておりますが、近年、生産者の高齢化に伴う担い手不足が深刻化しており、生産力を維持し、持続可能な養鶏業として発展していくためには、新たな担い手の育成・確保が急務となっております。

そこで、にし阿波の新たな養鶏業の担う人材を確保するため、養鶏業のイメージアップを図るPR動画の制作や就農情報サイトでの情報発信、移住・就農希望者に向けたセミナーや県内外へのイベントにおける営農相談会の開催など総合的に実施する事業者を次のとおり募集します。

1 業務概要

(1) 委託業務名

にし阿波・養鶏業担い手確保推進事業委託業務

(2) 業務内容

別添の「にし阿波・養鶏業担い手確保推進事業委託業務仕様書」のとおり。

なお、ここに定めのない事項については、必要に応じて県と受託者で協議して決定する。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月10日（火）まで

(4) 委託上限額

金1,880千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(5) 主なスケジュール

令和7年5月23日（金）	公募開始
令和7年5月28日（水）午後5時まで	質問受付締切
令和7年6月2日（月）午後5時まで	参加申込締切
令和7年6月12日（木）午後5時まで	企画提案書等提出締切
令和7年6月中旬予定	プロポーザル審査（書類審査）
令和7年6月中旬予定	契約締結

2 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 徳島県のにし阿波地域（美馬市、三好市、つるぎ町及び東みよし町）内に本社又は営業所等の事業所を置く者であること。

(2) 本業務と同種又は類似の関連業務に関する相当な実績を有すること。

(3) 次のアからサまでのいずれの事項にも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者。

ウ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者。

- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体。
- オ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。
- カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条又は第８条第１項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から２年を経過しない者。
- キ 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者。
- ク 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。
- ケ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者がいる団体。
- ａ 成年被後見人又は被保佐人
 - ｂ 破産者で復権を得ない者
 - ｃ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
- コ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者。
- サ プロポーザル審査の委員が自ら主宰し、役員若しくは顧問として関係し、又は所属する法人その他の組織である者。

3 企画提案書類の提出

（１）提出書類

- ア 参加申込書（様式第１号） １部
- イ 誓約書（様式第２号） １部
- ウ 参加団体の概要・業務実績（様式第３号） １部
- エ 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し提出でも可、３ヶ月以内に発行されたもの） １部
- 個人事業主の場合は開業届（写し） １部
- オ 直近２期分の決算書又は税務申告書類一式 １部
（設立１年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書）
- カ 企画提案書（様式第４号） ７部
- キ 実施体制及び実施スケジュール（任意様式） ７部
- ク 見積書（様式第５号） ７部（正本１部、副本６部）
- ケ 見積内訳が明確にわかる参考見積書（任意様式） ７部
- コ 参考資料（類似業務実績の写真、動画など、企画提案内容を補足する資料）
- ※ 任意（提出する場合は７部）
- ※ ウの業務実績については、過去５年間の主要な実績を記載すること。
事業の事例が多い場合には、必要に応じて様式を変更すること。

※ ケの見積書の宛名は、「徳島県西部総合県民局長」とすること。

(2) 提出方法及び期限等

○参加申込 提出書類（ア、イ）

提出期限 令和7年月6月2日（月）午後5時必着

提出先 〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
徳島県西部総合県民局農林水産部〈美馬〉農業支援担当
メールアドレス seibu_nrs_mm@pref.tokushima.lg.jp

電話 0883-53-2312

ファクシミリ 0883-53-2085

提出方法 参加申込書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）を記載しPDFに変換の上、電子メールにて提出すること。

書面郵送 は不可とする。

※件名を『にし阿波・養鶏業担い手確保推進事業企画提案参加 申込み』とすること。

※会社名・担当者名・連絡先（メールアドレス・TEL・ファクシミリ）を明記すること。

※送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

○企画提案書等 提出書類（ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ）

提出期限 令和7年6月12日（木）午後5時必着

提出先 〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
徳島県西部総合県民局農林水産部〈美馬〉農業支援担当

提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）

その他 企画提案に関し、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

(3) その他

参加申込書提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式第6号）を令和7年6月6日（金）正午までに提出すること。

4 対象となる経費

(1) にし阿波養鶏業イメージアップPR動画制作に係る経費

(2) 就農情報サイトへの養鶏業記事掲載及び広告配信に係る経費

(3) 就農・移住者WEBセミナー及び就農相談会に係る経費

(4) 人件費

(5) 一般管理費（事業を行うために必要な経費の中で、証憑による照合が困難な経費（当該事業とその他との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において、一定割合支払を認められる間接経費）

(6) その他事業実施のため必要と認められる経費（ただし、不動産の購入、修繕 経費（土地建物）や、汎用備品等の機械・器具購入費、その他事業計画と関連性がない経費は対象外）

(7) その他

ア 対象経費は、他の経費と区分して整理すること。

イ 業務に要した経費は、領収書等で確認できること。

ウ 経理処理は他に行っている事業と明確に区分し、会計関係の帳簿及び証拠書類は事業が終了した年度の終了後5年間保存すること。

5 応募に関する留意事項

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書、その他書類は、返却しない。
- (3) 無効となるプロポーザル
 - ア 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 企画提案書に提案と関係ない事項の内容が記載されているもの。
 - ウ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至ったもの。
- (4) 応募は1参加者につき1件とする。
- (5) 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足及び不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (6) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (7) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- (8) 提出する資料に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の定める単位とする。

6 質疑応答

(1) 質問の受付期間

令和7年5月23日（金）から同年5月28日（水）
午前9時から午後5時まで（土日祝は除く）

(2) 質問の提出方法

当該募集に係る質問は、質問書（様式第6号）により、ファクシミリ、電子メールで提出すること。送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

提出先

徳島県西部総合県民局農林水産部〈美馬〉農業支援担当

メールアドレス seibu_nrs_mm@pref.tokushima.lg.jp

電 話 0883-53-2312

ファクシミリ 0883-53-2085

(3) 質問の内容

原則として、当該業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者から提案書提出状況や見積額に関する内容等は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

質問者に対して電子メールにより回答するほか、県HP上に掲載する。

7 審査基準等

(1) 審査の方法

提出された企画提案書をもとに、当該委託業務の書類審査において最優秀提案者を選定する。

審査においては、評価の採点において基準点を満たし且つ上位の者を、契約の相手方の候補者とする。なお、提案者が1者であった場合は、企画提案書の適否を評価することとする。

(2) 審査基準

審査委員が次の評価基準に基づき採点を行い、各委員の採点の合計点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。また、得点が同点となった場合及び、「総得点」が最も高い事業者と過半数を超える委員が最も高く採点した事業者が異なる場合は、審査委員の協議により決定することとする。なお、得点が最も高い場合又は提案者が1者であった場合においても、その得点の合計が全体の6割以上ではない場合は、最優秀提案者として選定しない場合がある。

次の項目から評価する。なお、評価基準の配点等に関する質問は受け付けない。

評価項目	評価内容・視点等
業務内容の理解度	事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。
企画・技術力	業務の流れや構成等について十分な知識・知見のもと、具体的な計画となっているか。
実施体制	業務を円滑に遂行できる実施体制の確保がなされているか。
スケジュール	業務遂行が可能なスケジュールとなっているか。
経費積算の妥当性	企画提案内容の経費が妥当なものであるか。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は選定後、速やかに提案者に通知するとともに、最優秀提案者の名称等を県HP上で公表する。

(4) 審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

8 契約の締結について

(1) 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまで契約関係を生じるものではない。また、業務の実施に際しては、提案内容をそのまま実施するものではなく、選定後に契約予定者と県が協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。

(2) 契約予定者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

(3) 県との協議が整った場合は、契約予定者から改めて見積書を徴収し、内容を審査の上、委託契約を締結する。

(4) 委託契約にかかる委託料は、必要と認める場合、前金払いを可能とする。

(5) 本業務を実施する上で、必要な資料等について、県から受託者に提供するものとする。受託者

は責任をもって資料等の管理を行うとともに、返却する必要があるものについては、業務完了後速やかに返却すること。

- (6) 本業務の実施にあたり、県は委託契約期間の間、随時、業務の進捗状況及び経費の執行状況について、受託者に報告を求めることができるものとし、その状況に応じて業務内容の見直しについて、受託者と協議できるものとする。
- (6) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、県の許可を得た場合はこの限りではない。
- (7) 本業務の遂行により生じた著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定するこれらの権利）はすべて県に帰属する。
- (9) 本事業の終了後、受託者から提出していただく実績報告書に基づき、必要に応じて調査を行い、支払額を確定する。支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となる。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合がある。
- (10) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）及び知事が取り扱う個人情報に関する徳島県個人情報保護条例施行規則（平成14年徳島県規則第78号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。